



2026年2月19日

各位

会社名 地主株式会社
代表者名 代表取締役社長 西羅 弘文
(コード番号 3252 東証プライム)
問合せ先 IR広報室長 山下 壮
(TEL 03-5220-2902)

当社の従業員に対する株式給付信託（J-ESOP）の導入 および自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することを決議いたしました。また、本制度の導入に伴い、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 企業価値向上を図るインセンティブとして従業員を対象に株式給付信託（J-ESOP）を導入
- 株主の皆様と従業員との一層の価値共有を進め、更なる利益成長を目指す
- 本制度で給付する株式については、自己株式を活用

1. 本制度導入の目的

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および当社の従業員（正社員を対象とし、一部の契約社員やアルバイト社員等は除く。）を対象に、当社の持続的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、更なる利益成長を目指すことを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「RS」という。）を導入しております。

この度、従業員向けのRSを見直し、新たに本制度を導入することといたしました。今後、従業員向けについては本制度を活用し、取締役については引き続きRSを活用いたします。

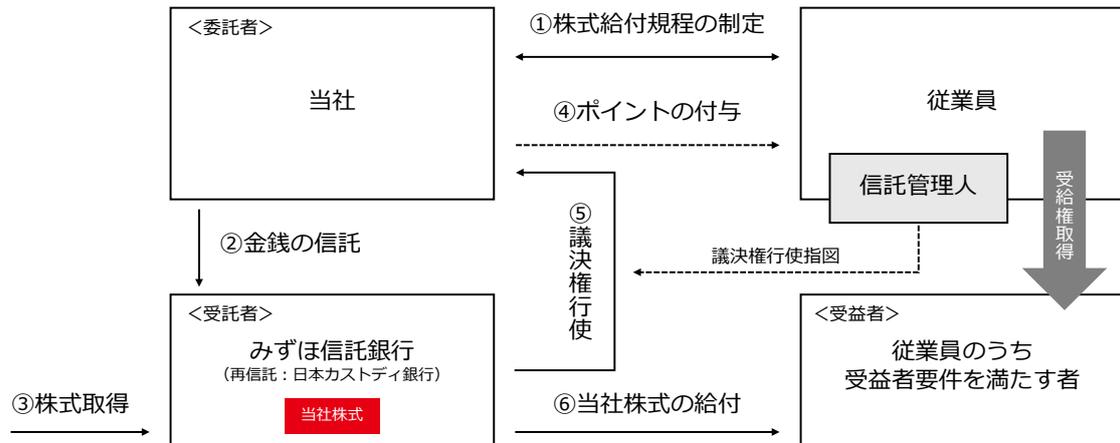
2. 本制度の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。



【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し、株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本自己株式処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年3月9日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 750,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 3,300 円
(4) 処 分 総 額	2,475,000,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（注）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

（注） 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口です。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一です。



4. 本自己株式処分目的および理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分するものです。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2025年12月31日現在の発行済株式総数 21,569,700 株に対し 3.48%（2025年12月31日現在の総議決権個数 206,488 個に対する割合 3.63%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となり、本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的と判断しております。

5. 本信託の概要

(1) 名称	株式給付信託（J-ESOP）
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
(4) 受益者	従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社の従業員から選定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託の目的	株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
(8) 信託契約の締結日	2026年3月9日
(9) 金銭を信託する日	2026年3月9日
(10) 信託の期間	2026年3月9日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

6. 本自己株式処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,300 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値は、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断しております。

以上